

# 第1章 介護保険事業計画の策定にあたって

## 第1章 介護保険事業計画の策定にあたって

### 1. 計画策定の法令等の根拠

この計画は、介護保険法第117条に基づく法定計画として策定しました。

(市町村介護保険事業計画)

第117条 市町村は、基本指針に即して、3年を1期とする当該市町村が行う介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画(以下「市町村介護保険事業計画」という。)を定めるものとする。

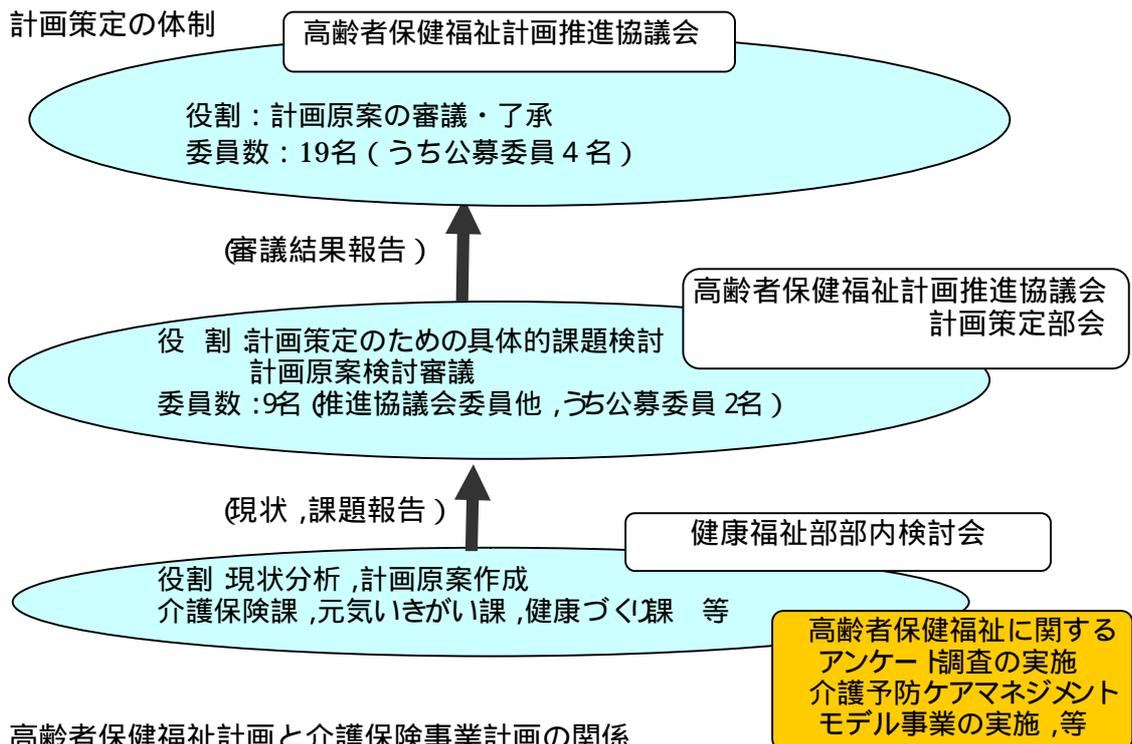
- 2 市町村介護保険事業計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
  - 一 当該市町村が、その住民が日常生活を営んでいる地域として、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、介護給付等対象サービスを提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域ごとの当該区域における各年度の認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る必要利用定員総数その他の介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込み並びにその見込量の確保のための方策
  - 二 各年度における地域支援事業に要する費用の額並びに地域支援事業の量の見込み及びその見込量の確保のための方策
  - 三 指定居宅サービスの事業、指定地域密着型サービスの事業又は指定居宅介護支援の事業を行う者相互間の連携の確保に関する事業その他の介護給付等対象サービス(介護給付に係るものに限る。)の円滑な提供を図るための事業に関する事項
  - 四 指定介護予防サービスの事業、指定地域密着型介護予防サービスの事業又は指定介護予防支援の事業を行う者相互間の連携の確保に関する事業その他の介護給付等対象サービス(予防給付に係るものに限る)の円滑な提供及び地域支援事業の円滑な実施を図るための事業に関する事項
  - 五 その他介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を図るために市町村が必要と認める事項
- 3 市町村介護保険事業計画は、当該市町村の区域における要介護者等の人数、要介護者等の介護給付等対象サービスの利用に関する意向その他の事情を勘案して作成されなければならない。
- 4 市町村介護保険事業計画は、老人福祉法第20条の8第1項に規定する市町村老人福祉計画及び老人保健法(昭和57年法律第80号)第46条の18第1項に規定する市町村老人保健計画と一体のものとして作成されなければならない。
- 5 市町村介護保険事業計画は、社会福祉法第107条に規定する市町村地域福祉計画その他の法律の規定による計画であって要介護者等の保健、医療又は福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。
- 6 市町村は、市町村介護保険事業計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、被保険者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。
- 7 市町村は、市町村介護保険事業計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、都道府県の意見を聴かななければならない。
- 8 市町村は、市町村介護保険事業計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを都道府県知事に提出しなければならない。

## 2. 計画期間及び計画策定体制

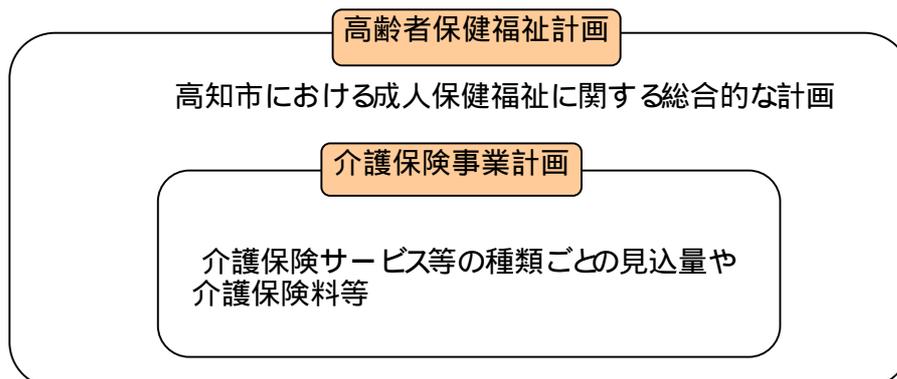
(1) 平成18年度から平成20年度までの3年計画です。

(平成)	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
第1期計画 計画期間5年 平成14年度見直し												
				第2期計画 計画期間5年 平成17年度見直し			前計画					
							第3期計画 計画期間3年 平成20年度見直し		本計画			

(2) 計画策定の体制



(3) 高年齢者保健福祉計画と介護保険事業計画の関係



### 3. 計画検討の流れ

会の種類	開催日	主な内容
第1回 高齢者保健福祉計画 推進協議会	平成17年 5月25日	高知市高齢者保健福祉計画 介護保険事業計画の 検討課題協議 高齢者の保健福祉に関するアンケート調査について 計画策定部会の設置について
第1回 高齢者保健福祉計画 推進協議会  計画策定部会	6月27日	介護保険サービスごとの現状と課題について 小規模多機能型施設の現状と将来像 介護度悪化の要因分析について 高齢者保健福祉に関するアンケート調査(最終案) について
第2回 高齢者保健福祉計画 推進協議会  計画策定部会	7月25日	地域支援事業について
第3回 高齢者保健福祉計画 推進協議会  計画策定部会	8月29日	在宅介護支援センターの評価について 地域包括支援センターについて
第4回 高齢者保健福祉計画 推進協議会  計画策定部会	10月17日	介護予防ケアマネジメントモデル事業の中間報告 高齢者保健福祉に関するアンケート調査中間報告 日常生活圏域の設定と地域密着型サービス、施設 サービスの必要整備量について
第2回 高齢者保健福祉計画 推進協議会	11月21日	高知市の介護保険サービス等の現状と課題 計画策定部会での審議内容 第3期介護保険料について
第5回 高齢者保健福祉計画 推進協議会  計画策定部会	平成18年 1月16日	高知市高齢者保健福祉計画 介護保険事業計画 素案について 第3期介護保険料の設定について 地域包括支援センター運営協議会の設置について
第3回 高齢者保健福祉計画 推進協議会	1月30日	高知市公的介護施設等整備計画について 第3期介護保険料の設定について 高知市高齢者保健福祉計画 介護保険事業計画 原案について
第4回 高齢者保健福祉計画 推進協議会	2月13日	高知市高齢者保健福祉計画 介護保険事業計画原案 について

## 4 計画改定に向けた調査の実施状況

### 高知市高齢者保険福祉に関するアンケート調査概要

#### 調査の目的

計画の策定にあたり、被保険者等の日常生活状況や介護予防・介護保険制度に関する意識等を把握するために実施しました。

#### 調査の対象者等

##### 一般

対象者	40～64歳で要介護認定を受けていない人	
対象者数	3,000名	
調査用紙の配布・回収方法	郵送	
回収結果	1,349名	回収率：45.0%

##### ② 一般高齢

対象者	65歳以上で要介護認定を受けていない人	
対象者数	1,500名	
調査用紙の配布・回収方法	郵送	
回収結果	855名	回収率：57.0%

##### 居宅(A・B)

対象者	40歳以上で要介護認定を受けて、居宅にいる人 (サービス未利用者も含む)	
	A：要支援～要介護2	
	B：要介護3～5	
対象者数	1,500名	
調査用紙の配布・回収方法	郵送	
回収結果	885名	回収率：59.0%

##### ケアマネジャー

対象者	高知市内の居宅介護支援事業所に所属するケアマネジャー	
対象者数	200名	
調査用紙の配布・回収方法	ブロック会などで手渡し来庁時に回収、又は郵送	
回収結果	130名	回収率：65.7%

結果の詳細は「高知市高齢者保健福祉に関するアンケート調査報告書」を参照。

